

## 三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船勢水丸運航基準

(令和4年8月2日練習船運営委員会決定)

(目的)

第1条 この基準は、三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船勢水丸安全管理要項に基づき、練習船の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

(発航前の検査)

第2条 船長は、船員法第8条に基づき、同法施行規則第2条の2に定める検査を実施しなければならない。ただし、当該発航の前十二時間以内に第一号に掲げる事項のうち操舵設備に係る事項について発航前の検査をしたとき並びに当該発航の前二十四時間以内に第一号（操舵設備に係る事項を除く。）、第四号及び第五号に掲げる事項について発航前の検査をしたときは、当該事項については、検査を行わないことができる。

- 一 船体、機関及び排水設備、操舵設備、係船設備、揚錨設備、救命設備、無線設備その他の設備が整備されていること。
- 二 積載物の積付けが船舶の安定性をそこなう状況にないこと。
- 三 喫水の状況から判断して船舶の安全性が保たれていること。
- 四 燃料、食料、清水、医薬品、船用品その他の航海に必要な物品が積み込まれていること。
- 五 水路図誌その他の航海に必要な図誌が整備されていること。
- 六 気象通報、水路通報その他の航海に必要な情報が収集されており、それらの情報から判断して航海に支障がないこと。
- 七 航海に必要な員数の乗組員が乗り組んでおり、かつ、それらの乗組員の健康状態が良好であること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、航海を支障なく成就するため必要な準備が整っていること。

(発航の可否判断)

第3条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、港内の気象・海象が次に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、発航を検討しなければならない。

- (1) 風速が継続して15m/s以上の時
- (2) 波高が2m以上の時
- (3) 視程が50m以下の時

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、発航を検討しなければならない。

- (1) 風速が継続して15m/s以上の時
- (2) 波高が3m以上の時
- (3) 航海目的の達成が困難であり、代替案も設定できない時

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、増しもやい対策や避泊、その他の適切な措置をとらなければならない。

(通常の航行の可否判断等)

第4条 船長は、通常の航行を継続した場合、船体の動揺等により観測・調査機材の移動、転倒

等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、減速、適宜の変針、経路の変更その他適切な措置を検討しなくてはならない。

2 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、航海の継続（観測作業や漁労作業など実習・調査活動を含む。）を中止し、反転、避泊等の措置を検討しなければならない。ただし、経路の変更により安全な航海の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

- (1) 風速が継続して 15m/s 以上の時
- (2) 波高が 3m 以上の時

3 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、当直体制の強化、レーダワッチ等による厳格な見張り及びその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は経路変更の措置をとらなければならない。

- ・ 視程が 1000m 以下の時  
（通常の航行の可否判断等）

第 5 条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む。）に関する情報を確認し、通常の航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が 500m 以下となったときは、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

（入港の可否判断）

第 6 条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第 2 条に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊その他の適切な措置を検討しなければならない。

（運航の可否判断等の記録）

第 7 条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置、経路の変更措置及び協議の内容を船用航海日誌別冊に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第 8 条 定係港停泊中、台風の接近等の著しい天候の悪化によって、次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、港外に退避し船舶の保持に努めなければならない。

- (1) 鳥羽海上保安部より二次勧告（避難勧告）を受けたとき
- (2) 上記の勧告がない場合においても、天候の悪化により出港が困難になるおそれがあると認めるとき
- (3) その他、船長が退避の必要があると判断したとき

2 定係港以外の港に停泊中の場合は、停泊港の港長もしくは港湾管理者等の指示に従い同様の措置を講じなければならない。

（航海当直配置等）

第 9 条 船長は、次の配置を定めなければならない。

- (1) 出入港配置：通常配置表に記載
- (2) 通常航海当直配置：船橋、機関制御室、タンクトップ通路に掲示
- (3) 狭視界航海当直配置：レーダー監視員、見張り員の増員

- (4) 荒天航海当直配置：見張り員の増員
- (5) 狭水道航行配置：レーダー監視員，見張り員の増員  
(速力基準等)

第 10 条 速力基準は，2 基高速モードにおける次のとおりとする。

- (1) 最微速は，速力 3 ノット，翼角 6° とする (DS/H：Dead slow ahead)
- (2) 微速は，速力 4 ノット，翼角 9° とする (S/H：Slow ahead)
- (3) 半速は，速力 6 ノット，翼角 12° とする (H/H：Half ahead)
- (4) 航海速力は，速力 8 ノット，翼角 16° とする (F/H：Full ahead)
- (5) 航海全速力は，速力 10 ノット，翼角 17° とする (NF/H：Navigation full ahead)

2 船長は，速力基準を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は，旋回性能，惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。  
(通常連絡等)

第 11 条 船長は，1 日に 1 度以上は，運航管理員及びその他必要な部署あてに次の事項を連絡しなくてはならない（正午報告）。

- (1) 現在地
- (2) 天候，風向，風速，波浪，視程の状況
- (3) 乗組員の員数，健康状態
- (4) その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は，航行に関する安全情報等船舶に連絡すべき事項が生じた場合は，その都度速やかに連絡するものとする。